

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 69 号

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(配置の基準)</p> <p>第 2 条 法第 2 条第 3 項の規定による<u>公衆浴場</u>設置の場所の配置の基準は、既設の<u>公衆浴場</u>（第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 8 号に掲げる<u>公衆浴場</u>を除く。）からの直線距離（浴場本屋間を測定する。）が350メートル以上であるものとする。ただし、知事は、土地の状況、人口密度、規模の大小、利用形態等により、配置上適正と認めるときは、その基準を緩和することができる。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>公衆浴場</u>については、適用しない。</p> <p>(1) <u>工場、事業場、学校等が、その従業員又は学生等の福利厚生施設として経営する公衆浴場</u></p> <p>(2) <u>浴槽の注入口における自然温度が摂氏25度以上の温泉法（昭和23年法律第125号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を使用する公衆浴場</u></p> <p>(3) <u>国又は地方公共団体若しくは社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22</u></p>	<p>(定義)</p> <p><u>第 1 条の 2 この条例において「一般公衆浴場」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第 2 条に規定する公衆浴場をいう。</u></p> <p><u>2 この条例において「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。</u></p> <p>(配置の基準)</p> <p>第 2 条 法第 2 条第 3 項の規定による<u>一般公衆浴場</u>の設置の場所の配置の基準は、既設の<u>一般公衆浴場</u>からの直線距離（浴場本屋間を測定する。）が350メートル以上であるものとする。ただし、知事は、土地の状況、人口密度、規模の大小、利用形態等により、配置上適正と認めるときは、その基準を緩和することができる。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>一般公衆浴場</u>については、適用しない。</p> <p>(1) <u>浴槽の注入口における自然温度が摂氏25度以上の温泉法（昭和23年法律第125号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を使用する一般公衆浴場</u></p>

条に規定する社会福祉法人が経営し、対価を徴収しないで入浴させる公衆浴場

(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条第1項各号に掲げる事業の施行に伴い、施行者から移転又は除却を命ぜられたために移転する公衆浴場で、当該移転後1年以内に従前の営業形態をもって設置するもの

(5) 営業の全部の停止（法第7条第1項の規定に基づく営業の停止を除く。）が引き続き1年以上の公衆浴場に近接して設置する公衆浴場

(6) 既設の公衆浴場を従前の営業形態のまま承継して経営する公衆浴場

(7) 既設の公衆浴場で、老朽し、又は災害により滅失したものの営業者が、営業の廃止後6月以内に、その場所に従前の営業形態をもって設置する公衆浴場

(8) 娯楽、保養等のための特殊な施設を有する公衆浴場又は主として蒸気、熱気、砂等を用いる公衆浴場であって、他の一般の公衆浴場の入浴料金の5倍以上の入浴料金を徴収するもの

（措置の基準）

第3条 [略]

2 衛生上及び風紀上支障がない場合において知事の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、前条第2項第1号に掲げる公衆浴場にあつては前項第8号、第10号、第12号及び第24号に規定する基準を、同条第2項第2号に掲げる公衆浴場にあつては前項第10号、第12号及び第16号に規定する基準を、主として蒸気、熱気、砂等を用いる公衆浴場にあつては同項第10号及び第12号に規定する基準を適用しない。

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条第1項各号に掲げる事業の施行に伴い、施行者から移転又は除却を命ぜられたために移転する一般公衆浴場で、当該移転後1年以内に従前の営業形態をもって設置するもの

(3) 営業の全部の停止（法第7条第1項の規定に基づく営業の停止を除く。）が引き続き1年以上の一般公衆浴場に近接して設置する一般公衆浴場

(4) 既設の一般公衆浴場を従前の営業形態のまま承継して経営する一般公衆浴場

(5) 既設の一般公衆浴場で、老朽し、又は災害により滅失したものの営業者が、営業の廃止後6月以内に、その場所に従前の営業形態をもって設置する一般公衆浴場

（措置の基準）

第3条 [略]

2 衛生上及び風紀上支障がない場合において知事の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当するものにあつては前項第10号、第12号及び第16号に、その他の公衆浴場にあつては同項第2号、第7号、第8号、第10号から第12号まで、第16号及び第24号に規定する基準の全部又は一部を適用しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の公衆浴場法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の2第1項に規定する一般公衆浴場でこの条例の施行の際現に公衆

浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の許可を受けているもの（当該一般公衆浴場が老朽し、又は災害により滅失したことにより、その営業者がその場所に従前の営業形態をもって設置しようとするもの及び設置したものであって、規則で定めるものを含む。）とこの条例の施行の日以後に新たに設置しようとするその他の公衆浴場（改正後の条例第 1 条の 2 第 2 項に規定するその他の公衆浴場をいう。）で浴槽を設けるものとの同法第 2 条第 3 項の規定による設置の場所の配置の基準については、改正後の条例第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。